

令 6 廃リ 対 策 第 1 9 号  
令和 6 年 (2024 年) 4 月 3 日

関係団体の長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される  
廃棄物の処理について (通知)」の一部改正について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ワクチン接種に伴って排出される廃棄物の取扱いについて、令和 3 年 4 月 2 日付け環循適発第 2104021 号・環循規発第 2104021 号で環境省からの通知 (以下、「令和 3 年 4 月 2 日付け環境省通知」という。) があり、令和 3 年 4 月 7 日付け令 3 廃リ対策第 50 号によりワクチン接種に伴って排出される廃棄物の処理に係る基準や留意事項等をお知らせしたところです。

新型コロナウイルス感染症は、まん延予防上緊急のため必要があることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 96 号) 第 5 条の規定による改正前の予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 附則第 7 条第 1 項の規定による臨時の予防接種 (以下「特例臨時接種」という。) の対象とされていましたが、この度、特例臨時接種は令和 6 年 3 月 31 日をもって終了することとなりました。

これを受けて、今般、令和 3 年 4 月 2 日付け環境省通知の一部が改正され、別添のとおり通知されましたので、貴会員への周知をお願いします。

産業廃棄物指導班 橋本

TEL : 083-933-2988

E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

252

環循適発第2404019号  
環循規発第2404012号  
令和6年4月1日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について(通知)」の一部改正について(通知)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「ワクチン」という。)の接種については、当該感染症のまん延予防のため、全国的な接種が実施されてきたところである。また、ワクチン接種に伴って排出される廃棄物の取扱いについては、令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について」(以下「令和3年4月2日付け通知」という。)において、都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)の役割及びワクチン接種に伴って排出される廃棄物の処理に係る基準や留意事項について通知したところである。

新型コロナウイルス感染症は、まん延予防上緊急のため必要があることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定による臨時の予防接種(以下「特例臨時接種」という。)の対象とされていたが、この度、特例臨時接種は令和6年3月31日をもって終了することとなった。

これを受けて、今般、令和3年4月2日付け通知の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第四 排出事業者の考え方について

今般、特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了することとなったことに伴い、市町村と医療機関との間の契約でとられていた全国統一様式の契約書による集合契約の形式が事実上廃止となったことから、次のとおり改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第四 排出事業者の考え方について</p> <p>ワクチンの接種の実施体制については、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>市町村ごとに独自の契約によって</p> <p>多様になることが考えられる。いずれの場合にあっても、ワクチンの接種は、既存の医療機関又は新規にその会場において診療所を開設する医療機関等により実施されるものであり、ワクチン接種の廃棄物もその医療機関等の医療事業に伴って排出される廃棄物であることから、基本的にはその医療機関等が排出事業者に該当するものと考えられる。</p> <p>具体的な実施体制における考え方として、例えば、市町村が会場を診療所として開設する場合は、市町村長が診療所の開設者となり、市町村が医療事業を実施する医療機関等としてワクチン接種の廃棄物の排出事業者が該当することが考えられる。また、例えば、市町村が手配した会場であっても、市町村から委託を受けた医療機関が新たに診療所を開設して実施する場合又は市町村から委託を受けた医療機関の巡回健診等として実施する場合は、基本的には当</p> | <p>第四 排出事業者の考え方について</p> <p>ワクチンの接種の実施体制を整備するに当たって、市町村と医療機関との間の契約は、市町村によって異なることで複雑化することを避けるため、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形で契約を行うこととされている。</p> <p>集合契約の場合においては、既存の医療機関が市町村からの委託を受けてワクチンの接種の実施を既存の医療事業の一環として行うものであることから、医療機関が排出事業者に該当すると考えられる。</p> <p>また、集合契約には参加せず、市町村ごとに独自の契約によって、ワクチンの接種の実施体制が多様になることも考えられる。そうした場合にあっても、ワクチンの接種は、既存の医療機関又は新規にその会場において診療所を開設する医療機関等により実施されるものであり、ワクチン接種の廃棄物もその医療機関等の医療事業に伴って排出される廃棄物であることから、基本的にはその医療機関等が排出事業者に該当するものと考えられる。</p> <p>具体的な実施体制における考え方として、例えば、市町村が会場を診療所として開設する場合は、市町村長が診療所の開設者となり、市町村が医療事業を実施する医療機関等としてワクチン接種の廃棄物の排出事業者が該当することが考えられる。また、例えば、市町村が手配した会場であっても、市町村から委託を受けた医療機関が新たに診療所を開設して実施する場合又は市町村から委託を受けた医療機関の巡回健診等として実施する場合は、基本的には当</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>産業廃棄物処理業者が実施する廃棄物の処理や廃棄物容器の調達等に対して適切な費用が支払われることが必要であり、さらに、既存の医療機関においてワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないことが望ましいこと等の本通知第三に示した留意事項等に沿った対応が可能なように費用が明確に精算できる等、柔軟に対応できるものとなることを望ましい。</p> | <p>者に処理費用が支払われることとなる。<br/> <u>いずれの場合にあっても、産業廃棄物処理業者が実施する廃棄物の処理や廃棄物容器の調達等に対して適切な費用が支払われることが必要であり、さらに、既存の医療機関においてワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないことが望ましいこと等の本通知第三に示した留意事項等に沿った対応が可能なように費用が明確に精算できる等、柔軟に対応できるものとなることを望ましい。</u></p> |
|---|--|

以上